

資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等 金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換 した場合の会計処理に関する監査上の取扱い

平成16年11月2日
改正 平成22年2月23日
最終改正 平成24年1月12日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成16年2月26日付けで金融庁から「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」改訂版（以下「金融検査マニュアル」という。）が公表され、債務者の経営改善計画の一環として、金融機関の保有する貸出債権を資本的劣後ローンへ転換し、一定の要件を満たしている場合には、当該資本的劣後ローンを債務者区分等の判断において債務者の資本とみなすことができることとされた。その際、資本とみなすための条件として、金融機関において当該資本的劣後ローンにつき、その特性を勘案し、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととされた。改正前の本指針では、このような取引が増大することが想定されたことから、監査上、合理的と判断される会計処理を取りまとめた。

その後、平成23年の東日本大震災を受けた被災者等への対応などで、既存の貸出債権を資本的劣後ローンへ転換する場合に限らず、「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」¹や「十分な資本的性質が認められる借入金」²（以下、これらをまとめて「適格貸出金」という。）が広く活用されることが見込まれることから、資本的劣後ローンへの転換に限定せず、適格貸出金一般に対する貸倒見積高の算定及び金融機関の保有する貸出債権を適格貸出金へ転換した場合等の会計処理に関する監査上の取扱いを取りまとめることとした。

なお、今後適格貸出金がより広く利用され、多くの実績が積み重ねられていく中で、関連する会計基準等に変更が生じるような場合には、本指針は見直されることとなる。

2. 本指針の対象とする取引

本指針では、金融検査マニュアルに記載されている要件を充足する金融機関が供与する適格貸出金の会計処理を対象とする。

また、債権者が既存の債権を別の条件の債権へ転換することを一般にデット・デット・スワップ（以下「DDS」という。）というが、本指針では、金融機関が実施するD

¹ 「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」については、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（平成21年12月）に要件が記載されている。

² 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」（平成23年11月）に要件が記載されている。

DSのうち金融検査マニュアルに記載されている要件を充足するDDS（適格貸出金への条件変更を含む。以下、これらをまとめて「DDS等」という。）の会計処理を対象とする。

3. 適格貸出金が供与されている債務者に対する債権の貸倒見積高の算定方法

適格貸出金が供与されている債務者に対する債権については、以下に示したような方法により算定を行う。

なお、貸倒見積高の算定に当たり、どのような方法を用いて算定するかについては、個々の金融機関において合理的な判断基準を設け、当該基準に基づいて判断する。この合理的な判断基準については、恣意性を排除するために、文書をもって設定しておき、每期継続的に適用することが必要である。

(1) 法的破綻時の劣後性（以下「劣後性」という。）を有する適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法

劣後性を有する適格貸出金は金銭債権であることから、貸倒引当金の計上を必要とするが、貸倒見積高の算定に際しては、その劣後性という特性を考慮し、実態に合った算定方法を採用する必要がある。具体的には以下に掲げるような方法によって引当を行うことが考えられる。

① 発生が見込まれる損失見積額により貸倒見積高を算定する方法

引当に際しては、一般的には該当する債務者区分等に対応する貸倒実績率又は倒産確率（倒産に限定せず、デフォルト率として算定される場合を含む。以下同じ。）に基づき、発生が見込まれる損失率（以下「予想損失率」という。）を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて貸倒見積高を算定する必要があるが、劣後性を有する適格貸出金については、他の一般債権より高い信用リスクを引き受けることとなるため、債務者の財政状態及び経営成績にかかわらず、その発生し得る損失見積額（以下「予想損失額」という。）に基づいて貸倒見積高を算定することが必要となる（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第118項参照）。

具体的には、例えば、以下のような予想損失額の算定方法（以下「原則法」という。）が考えられる。

イ. 倒産確率及び劣後性を考慮した倒産時損失率に基づく予想損失率により算定する方法

ここで、倒産確率は劣後性を有する適格貸出金を資本とみなした場合の債務者区分等に基づいたものを使用することが考えられるが、その場合の債務者に適用される倒産確率の妥当性は、十分に信頼性の高い統計値を基礎とするなど強い証拠によって裏付けられなければならない。当該裏付けが得られない場合には、保守的に劣後性を有する適格貸出金を資本とみなさなかった場合の債務者区分等に基づいた倒産確率を用いることが適切である。

ロ. 元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを劣後性を考慮して合理的に見積もり、DCF法により算定する方法

一方、予想損失率を算定する上で、劣後性を有する適格貸出金の劣後性を勘案して合理的に見積もることができない場合など原則法によることが実質的に困難な場合には、全債権者が保有する当該債務者に対するすべての金銭債権の予想損失額を算定し、取得原価又は償却原価を上限として、当該予想損失額を劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高とする方法（以下「簡便法」という。）も考えられる。

簡便法における予想損失額は、以下の方法により算定することが考えられる。

ハ. 当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された倒産確率及び倒産時損失率に基づく予想損失率を用いて算定する方法

ニ. 当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された予想損失率を用いて算定する方法

なお、簡便法適用に当たっても、倒産確率や予想損失率は劣後性を有する適格貸出金を資本とみなした場合の債務者区分等に基づいたものを使用することが考えられるが、その場合の債務者に適用される倒産確率や予想損失率の妥当性は、十分に信頼性の高い統計値を基礎とするなど強い証拠によって裏付けられなければならない。当該裏付けが得られない場合には、保守的に劣後性を有する適格貸出金を資本とみなさなかった場合の債務者区分等に基づいた倒産確率や予想損失率を用いることが適切である。

② 時価を把握することが極めて困難と認められる株式又は種類株式の評価に準じて劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高を算定する方法

劣後性を有する適格貸出金を資本とみなしても実質債務超過の状態が解消しない場合や、劣後性を有する適格貸出金を資本とみなすことで実質債務超過の状態が解消した場合における解消前の実質債務超過に相当する部分の劣後性を有する適格貸出金の回収可能性は、経営改善計画の確実な履行に依拠していることになる。このように、将来の事象に大きく影響を受ける場合には、上記①の簡便法に代えて、時価を把握することが極めて困難と認められる株式又は種類株式の評価に準じて劣後性を有する適格貸出金（実質債務超過の状態が解消した場合には、解消前の実質債務超過に相当する部分）の回収可能見込額をゼロと算定し、取得原価又は償却原価と同額（実質債務超過の状態が解消した場合には、解消前の実質債務超過に相当する部分）を貸倒見積高として算定する方法（以下「準株式法」という。）を適用することも認められる。なお、実質債務超過の状態が解消した場合に準株式法を適用するに当たっては、解消前の実質債務超過に相当しない部分についても、下記(3)に記載した方法など、合理的な方法により貸倒見積高を算定する必要がある。

(2) 劣後性を有しない適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法

平成23年11月に公表された「金融検査マニュアルに関するよくある質問（FAQ）」では、法的破綻時の劣後性がなくても、一定の条件を満たす場合には、債務者区分等を判断する際に、資本として取り扱うことができるとされている。

一方、貸倒見積高の算定においては、法的破綻時の回収可能性を基礎として算定することが一般的であるため、貸倒見積高の算定に当たっては、法的破綻時の回収は劣後しない点を考慮することが必要である。

したがって、劣後性を有しない適格貸出金については、当該債権を資本とみなし、併せて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮して適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定することとなる。なお、この際には、下記4.(2)に留意する必要がある。

(3) 適格貸出金以外の債権（以下「通常債権」という。）に対する貸倒見積高の算定方法

通常債権については、適格貸出金を債務者区分等の判断において資本とみなし、併せて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮した上で、適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定することとなる。

なお、劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高の算定方法として原則法を採用している場合には、通常債権についても劣後性を有する適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法と同様に、当該債務者に適用される倒産確率及び優先・劣後の関係を考慮した倒産時損失率に基づく予想損失率により算定する方法や、優先・劣後の関係を考慮したDCF法により算定することもより精緻な方法として認められる。

また、劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高の算定方法として簡便法を採用して算定した予想損失額が、通常債権の予想損失額をも十分にカバーされる水準であると判断できる場合には、劣後性を有する適格貸出金を保有する金融機関の通常債権については引当を行わないことが合理的であるが、貸倒引当金の対象債権と考えて当該部分について別途引当を行うことも認められるものとする。

一方、簡便法を採用して算定したすべての金銭債権の予想損失額が、劣後性を有する適格貸出金の取得原価又は償却原価を超える場合には、当該予想損失額から劣後性を有する適格貸出金の取得原価又は償却原価を控除した残額のうち当該債務者が負担する劣後性を有する適格貸出金以外のすべての金銭債務の残高に応じて按分した金額を、通常債権に対する貸倒引当金として引き当てる方法を採用することもより精緻な方法として認められる。

(4) 適格貸出金を有しない金融機関が保有する債権に対する貸倒見積高の算定方法

適格貸出金を有しない金融機関が保有する債権については、DDS等の実施により間接的にその回収条件の改善が図られることになるが、その効果が期待できる一方、経営改善計画の履行に関する不確実性も引き続き存在する。また、DDS等の内容により、回収条件の改善内容にも幅があるものと考えられる。このため、適格貸出金を有しない金融機関が保有する債権に対する貸倒見積高の算定に当たっては、経営改善計画等その他の条件を踏まえ、適格貸出金を与える影響を適切に考慮して適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定する。

4. 適格貸出金を供与した金融機関の会計処理

(1) DDS等実施時における会計処理

DDS等が、金銭消費貸借契約の条件変更又は準消費貸借という法律行為として既存債権との法的同一性を維持して実施されているのであれば、原則として金融資産の消滅の認識要件を満たしていない取引と判断され、既存債権の消滅及び新債権の取得という会計処理は行われないと考えられる（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第8項及び第9項参照）。

この場合、このようなDDS等の実施については、既存債権の条件変更として取り扱うことになり、従前の取得原価又は償却原価のまま「貸出金」として処理し、当該取引により交換損益は認識しない。

(2) DDS等実施時における貸倒引当金の実質的戻入れ

適格貸出金及び通常債権については上記3.により、それぞれ貸倒引当金を計上することになるが、経営改善計画の内容等によっては、DDS等実施時点における計算上の適格貸出金の予想損失額と通常債権の予想損失額の合計が、DDS等実施前の引当額を下回ることも想定される。

しかしながら、本指針が対象とするDDS等については、債務者が財務的に困難な場合に債務者の経営改善の一手法として行われるものであるため、DDS等実施時点においては、債務者に対する信用リスクの総額は減少しないのが一般的であると想定される。このため、DDS等を実施した時点において貸倒引当金を実質的に戻し入れることは、通常合理的とは認められない。

なお、DDS等を実施した後一定期間経営改善計画の履行状況を厳格に検証し、計画どおり経営改善が進行していると合理的に確認でき、貸倒引当金の戻し入れを行う場合には、当該確認ができた時点における貸倒引当金の引当額の十分性を改めて判断することになる。

(3) 債権者側における業績連動型金利の取扱い

適格貸出金について、債務者の決算において税引後当期純利益が一定額以上となった場合に、借入金利を税引後当期純利益の増加に応じて比例的に加算するような契約（いわゆる「業績連動型金利」）が付されるケースがある。

この場合には、以下のように取り扱うことが適切であると考えられる。

- ① 当該金利は貸出債権から発生する利息であることから、貸借対照表科目との対応を重視し、「貸出金利息」として表示する。
- ② 未収利息は、当該債務者の確認可能な直近の決算における利益実績により確定した利率に基づき計上する。

5. 適用

本指針は、平成24年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表の監査から適用する。なお、平成24年3月31日に終了する事業年度に係る第3四半期財務諸表の四半期レビューから適用することができる。

〈劣後性を有する適格貸出金がある場合の貸倒見積高の計算例〉

以下では、本指針による会計処理等について、理解を深めるために計算例による解説を示すこととする。

なお、以下の計算例は、本指針で示されたすべての会計処理等を網羅しているわけではなく、前提条件に示された状況にのみ適合するものである。したがって、前提条件が異なれば、それに適合する会計処理等も異なる場合があるので、この場合には本指針で示されている会計処理等を参照することが必要になる。また、計算例で示された金額や比率などの数値は、特別な意味を有するものではなく、説明の便宜のために用いられているにすぎない。

〈前提〉

甲社B/S		A銀行	B銀行	C銀行	計	
諸資産	1,500	借入金	800			
		うち優先	200			
		うち劣後	600			
		借入金以外の諸負債				
			1,400			
		うち金銭債務	1,000			
		資本	▲700			
		優先債権	100	50	50	200
		劣後債権	600	0	0	600
			700	50	50	800

劣後債権は適格貸出金に該当し、本指針を適用する要件を満たしている。

甲社に適用される倒産確率（PD）は50%とする。また、倒産時損失率（LGD）は以下のとおりとする。

- 優先・劣後の関係を考慮してLGDを算定する場合

優先債権のLGD	10%
劣後債権のLGD	100%
- 優先・劣後の関係を考慮せずに債務者に対する金銭債権全体に対してLGDを算定する場合

債務者に対する金銭債権全体のLGD	40%
-------------------	-----
- 債務者全体に対する（適格貸出金を資本とみなさなかった場合の債務者区分に対応する）予想損失率

	20%
--	-----

適格貸出金を資本とみなして分類した甲社の債務者区分に対応する予想損失率は、5%であるものとする。

PD = Probability of Default（ある格付けの債務者がデフォルトする確率）

LGD = Loss Given Default（デフォルトが生じた際に被る経済的損失率）

A銀行においては、以下のように引当を行う。

① 原則法（本文3. (1)①イ. により劣後債権の予想損失額を算定する方法）

優先・劣後に区分して算定したLGDを用いて以下のように引当を行う。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{劣後債権} & 600 \times 50\% \text{ (PD)} \times 100\% \text{ (LGD)} & = 300 \\
 \text{優先債権} & 100 \times 5\% & = 5 \\
 \text{引当額} & & \underline{305}
 \end{array}$$

なお、優先債権については、 $100 \times 50\% \text{ (PD)} \times 10\% \text{ (LGD)} = 5$ を引き当てることも考えられる。

② 簡便法（本文3. (1)①ハ. 及びニ. により劣後債権の予想損失額を算定する方法）

甲社に対するすべての金銭債権について算定されたLGDを用いて、以下のように引当を行う。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{甲社に対するすべての金銭債権に対する予想損失額} & & \\
 (1,000+800) \times 50\% \text{ (PD)} \times 40\% \text{ (LGD)} & = & 360 \\
 \text{又は甲社に対するすべての金銭債権に対する予想損失率を用いて、} & & \\
 (1,000+800) \times 20\% & = & 360
 \end{array}$$

上記予想損失額が劣後債権の金額以下であるため、予想損失額の全額を貸倒見積高として劣後債権に対して引き当てる。

この場合には、優先債権に対する予想損失額についても上記の360の中に含まれていると考えられることから、優先債権について別途の引当を行わないことが合理的であるが、貸倒引当金の対象債権と考えて当該部分について別途引当を行っても差し支えない。

なお、甲社に対するすべての金銭債権に対する予想損失額が劣後債権の金額を超える（例えば660と算定される。）場合には、劣後債権の全額（600）について引当を行った後、優先債権について劣後債権を適格貸出金とみなして分類した甲社の債務者区分に対応する予想損失率を用いて別途の引当を行う。この場合、残余の金額（60）のうち優先債権及びその他の金銭債権の残高比率で按分した金額（ $60 \times 100 / (200 + 1,000) = 5$ ）を優先債権に引き当てる方法もより精緻な方法として認められる。

③ 準株式法（本文3. (1)②により劣後債権の予想損失額を算定する方法）

劣後債権について、時価を把握することが極めて困難と認められる株式又は種類株式の評価に準じて貸倒見積高を算定する。

劣後債権を資本とみなしても債務超過の状態であるため、劣後債権の回収可能見込額はゼロとなる。

$$\text{劣後債権に対する引当額} = 600$$

この場合には、優先債権について適格貸出金を資本とみなして決定した甲社の債務者区分に対応する予想損失率を用いて別途の引当を行う。

$$\text{優先債権に対する引当額} = 100 \times 5\% = 5$$

なお、上記①から③のいずれの方法によってもDDSを実施した時点において貸倒引当金を実質的に戻し入れることは、通常合理的とは認められない。

以 上